

経営発展支援融資

中小企業の設備投資・成長のための資金を低利・固定で融資し、経営発展を支援する制度を実施しています。

| 区 分 | | 融資対象者 (注1) | 資金使途 融資期間(注2) | 融資限度額 | 融資利率 (年利・固定) | | 保証人・担保 |
|------------------------------|----------------|---|---|------------------------------------|------------------------------|--|--|
| 設 備 投 資 | 設 備 一 般 | 工場、店舗、 作業場、事務 所、機械設備 等の整備をし ようとする中 小企業者・組 合 | 設備10年 以 内 (設備資金の 30%以内の 運転資金可) | 中小企業者 8000万円 組 合 1億6000万円 | 2.4% 小規模企業者・小規模組合 1.9% | 京都EC0レート(注3) 2.2% 小規模企業者・小規模組合 1.8% | 保証協会の保 証(原則法人 代表者(組合 の場合は代表 理事)以外の 連帯保証人は 不要、必要に 応じ担保を要 する。)が必要 |
| | 災 害 復 旧 | 火災、風水害 などの災害復 旧のための資 金を必要とす る中小企業者 ・組合 | 運転10年 設備10年 以 内 | 中小企業者 8000万円 組 合 1億6000万円 | 2.2% 小規模企業者・小規模組合 1.9% | | |
| 成 長 促 進 (未来にはばたく中小企業成長支援) | 経 営 革 新 | 【裏面参照】 | 運転10年 設備10年 以 内 (原則として融資 対象者要件とな っている承認等 の対象事業に係 る資金に限る) | 5億6000万円 (注6) | 1.9%以内 | | 原則として連 帯保証人1名 以上又は保証 協会の保証(原 則法人代表者 (組合の場合 は代表理事))以外の連帯 保証人は不要)、必要に応 じ担保を要す る |
| | 地 域 資 源 活 用 | | | | 1.9% 以 内 | 環境ビジネス関連 1.7%以内 | |
| | 農 商 工 連 携 | | | | | 1.9%以内 | |
| | 応 援 条 例 認 定 | | | | | | |
| | 「知恵の経営」 推 進 | | | | | | |
| 地 域 づ くり ファンド助成等 | | | | | | | |

(注1) 府内で原則として1年以上継続して同一事業を行っていることが必要です。

(注2) 原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可

(注3) KES、ISO14001等の認証取得等を受け環境配慮経営に取り組む中小企業者に対し融資利率を優遇する制度

(注4) 中心市街地エリアのうち、活性化に向けた計画が策定されている地域における店舗等の施設整備に取り組む中小企業者に対し融資利率を優遇する制度(問い合わせ先: 商工会、商工会議所、府貿易・商業課 TEL 075-414-4839)

(注5) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の整備に取り組む中小企業者に対し融資利率を優遇する制度(問い合わせ先: 府環境政策課 TEL 075-414-4703)

(注6) 保証協会の保証利用可能額は、経営革新等が別枠(有担保2億円、無担保8千万円)の範囲内、経営革新等以外が一般枠(有担保2億円、無担保8千万円)の範囲内 ※保証協会の保証対象外となる場合あり

◆ 相談・受付金融機関

京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工中金

◆ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

【成長促進（未来にはばたく中小企業成長支援）の融資対象者について】

| 区分 | | 融資対象者 | 左記の承認、補助金等についての問い合わせ先 |
|-------------|--------|---|--|
| 経営革新等 | 経営革新 | 中小企業新事業活動促進法に基づく承認を受けた経営革新計画に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合 | 府ものづくり振興課 (TEL 075-414-4851) |
| | 地域資源活用 | 中小企業地域資源活用促進法に基づく認定を受けた地域産業資源活用事業計画に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合 | 府産業労働総務課 (TEL 075-414-4820) |
| | 農商工連携 | 農商工等連携促進法に基づく認定を受けた農商工等連携事業計画に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合 | 近畿経済産業局創業・経営支援課 (TEL 06-6966-6014) |
| 応援条例認定 | | 京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けた研究開発等事業計画に係る事業を実施しようとする中小企業者・有限責任事業組合（LLP）・組合 | 府ものづくり振興課 (TEL 075-414-4851) |
| 「知恵の経営」推進 | | 「知恵の経営」認証制度による認証を受けた中小企業者・組合 | |
| 地域づくりファンド助成 | | きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付決定を受けた事業を実施しようとする中小企業者・組合 | 府産業労働総務課 (TEL 075-414-4820) |
| 農商工連携ファンド助成 | | きょうと農商工連携応援ファンド支援事業助成金の交付決定を受けた事業を実施しようとする中小企業者・組合 | |
| 活路開拓支援 | | 活路開拓サポート人材確保事業に採択された事業又は中小企業販路開拓展開等支援事業補助金の交付決定を受けた事業を実施しようとする中小企業者・組合 | 府ものづくり振興課 (TEL 075-414-4851) |
| 共同研究補助 | | 京都企業戦略的共同研究推進事業補助金又は中小企業技術開発促進事業補助金（企業連携型）の交付決定を受けた事業を実施しようとする中小企業者・中堅企業 | 府ものづくり振興課 (TEL 075-414-4849) |
| 成長支援投資補助 | | 中小・中堅企業成長支援投資事業補助金又は京都企業設備投資支援事業補助金の交付決定を受けた経費に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合・中堅企業 | 府ものづくり振興課 (TEL 075-414-4851) |
| コンテスト認定 | | 京都商工会議所の知恵ビジネスプランコンテストによる認定を受けた事業を実施しようとする中小企業者 | 京都商工会議所知恵ビジネス推進室 (TEL 075-212-6470) |

申込みに必要な書類について

- ① 保証協会の保証付きのものにあつては、信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- ② 最近の試算表（貸借対照表、損益計算書）
- ③ 許認可等を要するものにあつては、その許認可等を証する書面の写し
- ④ 府税の納税証明書（滞納がないことの証明書）
- ⑤ 必要に応じ法人登記事項証明書
- ⑥ 必要に応じ計画書、見取図、見積書（売買又は請負契約書）、カタログ（仕様書）
- ⑦ その他受付機関及び保証協会が必要と認めた書類